

東京登龍会 会則

第1条(名称)

本会(白河高等学校同窓会 東京支部)は『東京登龍会』と称する。

第2条(事務所)

本会の事務所は事務局長宅におく。

第3条(目的)

本会は会員相互の親交融和を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 懇親会、講演会等の開催。
- ② その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条(会員)

本会の会員は、白河中学校及び白河高等学校を卒業し、首都圏に在住するものとする。

第6条(役員)

本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名以上
事務局長	1名
常任幹事	若干名
幹事	原則として卒業年度毎に2名以上
会計監査	2名

第7条(役員を選任)

会長、副会長及び会計監査は総会において会員の中よりこれを選び、事務局長、常任幹事、幹事は会員の中より会長がこれを委嘱する。

2. 本会に相談役、顧問をおくことができる。

第8条(役員の仕事)

会長は本会を代表し、会務を処理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

事務局長は会の事務、会計を処理する。

常任幹事、幹事は会務を処理する。

第9条(役員の任期)

役員の仕事は内規による。

第10条(会議)

本会の会議は次のとおりとする。

- 総会
- 常任幹事会
- 幹事会

第11条(会議の開催)

総会は原則として年1回開催する。

2. 幹事会及び常任幹事会は会長が必要と認めたとときに随時開催する。

3. 白河高等学校同窓会会員であつて本会会長の認められた者は、本会の総会に出席できるものとする。

第12条(会計)

本会の経費は総会費収入、及び賛助金、その他寄付金等の収入をもって充てる。

第13条(会計の期間)

本会の会計期間は、第11条により4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第14条(会則の変更)

本会の会則の変更は総会に諮り、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第15条(その他)

本会に規定なき事項は常任幹事会でこれをきめることができる。

付 則

1. 本会則は昭和62年10月18日より施行する。
2. 平成15年6月21日改正時の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成15年6月21日から平成17年3月31日までとする。

改正 平成 9年6月30日

改正 平成 15年6月21日

改正 平成 27年5月30日

改正 令和 5年6月3日